

課外活動におけるソーシャルメディアの利用について

課外活動の広報や連絡に、Twitter や Facebook などのソーシャルメディアを活用するケースが増えてきました。課外活動で大学名を公表してこれらのソーシャルメディアを活用することを、大学としては好意的に認めますが、利用にあたっては、聖心女子大学におけるソーシャルメディア扱いのガイドライン (<http://www.u-sacred-heart.ac.jp/life/files/socialmedia.pdf>) と、SNS 利用の注意 (<http://www.u-sacred-heart.ac.jp/life/files/socialmedia.pdf>) に準じます。

課外活動の場合は、活動内容や練習風景の紹介、公演や部員募集などの告知が中心となりますが、その範囲を大きく超える場合は、事前に相談してください。

- アカウント開設に当たっては、必ず団体の顧問の了解を得たうえで、所定の申請書に記入し、学生生活課に申し出ること。
- SNS 利用の責任者を置くこと（部長か副部長が望ましい）。また、アカウントの ID とパスワードを共有する、あるいは、責任者がプリントアウトを用意し定期的に提出するなどして、顧問に随時投稿内容を確認してもらうこと。
- 大学の公式アカウントと見なされることを意識し、投稿内容（テキスト／写真）には十分に配慮する。個人情報の漏えい、他者への誹謗中傷、モラルに反する内容などを投稿しない。特に、部員の顔写真の掲載は（集合写真であっても）必ず本人の了解を得ること。個人名は原則として出さないことが望ましい。（指導者・コーチ、部員やその友人が、個人で使用している SNS に団体の活動について投稿する場合も同様である。）
- 万が一、個人情報漏えいや炎上などのトラブルが発生した場合は、すぐに顧問および学生生活課に届け出ること。